

高齢者施設での新型コロナワクチン接種におけるQ A (令和3年5月7日時点)

※更新・追加したQ Aは、赤字で示しています。

番号	質問分類	小分類	Q	A
1	ワクチン	ワクチン	新型コロナワクチンについて詳しく知りたい。	厚生労働省ホームページにてご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
2	ワクチン	ワクチン	3種類のワクチン（ファイザー社製・アストラゼネカ社製・モデルナ社製）が流通すると聞いているが、接種できるワクチンは選べるのか。	接種を受ける時期に供給されているワクチンを接種していただきます。 なお、ワクチンは2回接種する必要がありますが、2回目の接種も1回目に接種したワクチンと同じ種類のワクチンを接種する必要があります。
3	ワクチン	ワクチン	ワクチンの接種は無料なのか。	無料です。
4	ワクチン	ワクチン	ワクチンの接種にはどのような効果が期待できるのか。	現在、国内外で新型コロナワクチンの開発が進められ、新型コロナワクチンの効果や安全性等については確認されているところですが、主に発症や重症化の予防が期待されています。
5	ワクチン	接種	コロナに感染して完治したが、ワクチンを接種する必要はあるのか。	国の方針によると、既にコロナウイルスに感染した人も、新型コロナワクチンを受けることができます。ただし、受けた治療の内容によっては、治療後から接種まで一定の期間をおく必要がある場合がありますので、いつから接種できるか不明な場合は、主治医等にご確認ください。
6	ワクチン	接種	ワクチンを接種できない方はどのような方か。	一般に、以下の方はワクチンを受けることができません。御自身が当てはまると思われる方は、ワクチンを受けても良いか、かかりつけ医に御相談ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・明らかに発熱している方（※1） ・重い急性疾患にかかっている方 ・ワクチンの成分に対し、アナフィラキシーなど重度の過敏症（※2）の既往歴のある方 ・上記以外で、予防接種を受けることが不適当な状態にある方 <p>（※1）明らかな発熱とは通常37.5℃以上を指します。ただし、37.5℃を下回る場合も平時の体温を鑑みて発熱と判断される場合はこの限りではありません。 （※2）アナフィラキシーや、全身性の皮膚・粘膜症状、喘鳴、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状。</p>

7	ワクチン	接種	ワクチンを受けるのに注意が必要なのはどのような人か。	<p>一般に、以下の方は、ワクチンを受けるに当たって注意が必要と示されています。御自身が当てはまると思われる方は、ワクチンを受けても良いか、かかりつけ医に御相談ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に免疫不全の診断を受けた人、近親者に先天性免疫不全症の方がいる方 ・心臓、腎臓、肝臓、血液疾患や発育障害などの基礎疾患のある方 ・過去に予防接種を受けて、接種後2日以内に発熱や全身性の発疹などのアレルギーが疑われる症状がでた方 ・過去にけいれんを起こしたことがある方 ・ワクチンの成分に対して、アレルギーが起こるおそれがある方 <p>また、新型コロナワクチンは筋肉内に注射することから、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抗凝固療法を受けている人、血小板減少症または凝固障害のある方 <p>は、接種後の出血に注意が必要とされています。</p>
8	ワクチン	接種	アレルギーがあるが、新型コロナワクチンを接種して問題ないか。	主治医に御相談ください。
9	ワクチン	接種	妊婦は、ワクチン接種を受けることができるのか。	妊娠中、授乳中の方も、新型コロナワクチンを受けることができますが、御不安な場合は事前に主治医に御相談ください。
10	ワクチン	接種	ワクチンは何回接種するのか。	2回接種する必要があります。
11	ワクチン	接種	2回接種するとのことだが、いつまでに2回目を受ければよいのか	<p>ファイザー社製のワクチンは、接種日と次の接種日の間に20日の日数をおく（中20日）こととされています（1回目の接種後、3週間後の同じ曜日に接種）。</p> <p>（例）5月3日（月）に1回目の接種をした場合、5月24日（月）に2回目の接種をするのが最も望ましいとされている。</p>
12	ワクチン	接種	施設で1回目の接種を行ったのち、退所・入院等をする事となった場合、2回目接種はどうすればよいか。	<p>退所した後、入所していた施設に再度来所することができるならば、2回目接種は施設で行っていただけます。</p> <p>なお、退所後の居住地が遠方で来所することが困難であれば、退所後の居住地の医療機関で接種を行っていただくようお願いいたします。</p> <p>入院の場合も同様の扱い方となります。</p>
13	ワクチン	接種	ワクチンは1バイアル6回接種できるものもあると聞いているが、現状はどのようなになっているのか。	<p>当面の間、本市から供給するワクチンは1バイアル5回接種です。</p> <p>なお、5月以降は6回接種できるシリンジが国から供給予定であるため、今後6回接種となる見込みですが、改めてお知らせします。</p> <p>※現時点で6回接種を行っているのは、京都府が実施主体の医療従事者の接種です。</p>
14	ワクチン	接種	接種当日に体調不良等により、急なキャンセルが生じた場合、余ったワクチンはどう対応すればよいか。	<p>以下の対応を行っていただきますようお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌日以降に接種を予定していた方を繰り上げて接種する ・当日に接種を予定していた方を翌日以降に繰り下げる ・同一敷地・同一建物内の居宅サービス等の従事職員を接種予定者に繰り入れる

15	ワクチン	接種	ファイザー社のワクチンは、通常、1回目から3週間後に2回目を受けることになっているが、どのくらいずれても大丈夫なのか。	ファイザー社のワクチンは、標準としては、1回目から3週間後（3週間後の同じ曜日）に2回目を受けることになっています。 一番早くて19日後（木曜日に1回目の接種を受けた場合、3週間後の火曜日）に接種を受けられますが、それより前には受けることができません。 接種間隔が3週間から大きくずれた場合の効果は確かめられていないことから、1回目の接種から3週間を超えた場合、できるだけ早く2回目の接種を受けてください。
16	ワクチン	副反応	ワクチン接種による副反応はあるのか	一般的にワクチンの接種後に副反応が生じることがあり、副反応をなくすことは困難と考えられています。副反応の中には、比較的軽度だが頻度が高い副反応や、稀に重篤な副反応も含まれます。
17	ワクチン	副反応	これまでに認められている副反応にはどのようなものがあるのか。	新型コロナワクチンの副反応については、どのようなものが起こりうるか確認されているところです。 日本への供給を計画している海外のワクチン（ファイザー社、アストラゼネカ社、モデルナ社、ノババックス社が開発中のワクチン）では、ワクチン接種後に、ワクチン接種と因果関係がないものも含めて、接種部位の痛みや、頭痛・倦怠感・筋肉痛等の有害な事象がみられたことが論文等に発表されています。 また海外で既に実施されている予防接種においては、まれな頻度でアナフィラキシー（急性アレルギー反応）が発生したことが報告されています。もし、アナフィラキシーが起きたときには、接種会場や医療機関ですぐに治療を行うこととなります。 より詳しくお知りになりたい方は、京都府のコールセンターにお問い合わせください。 電話番号：075-414-5490（9時～19時（土日祝含む。））
18	ワクチン	副反応	国内における副反応の情報は公表されるのか。	国内で接種された結果発生した副反応に関する情報は、予防接種法及び薬機法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）の枠組みの下で適切に収集され、厚生労働省の審議会において評価され、その結果は公表されます。 より詳しくお知りになりたい方は、京都府のコールセンターにお問い合わせください。 電話番号：075-414-5490（9時～19時（土日祝含む。））
19	ワクチン	副反応	アナフィラキシーではどのような症状が出るのか。治療法はあるのか。	アナフィラキシーとは、薬や食物が身体に入ってから、短時間で起きることのあるアレルギー反応です。 じんま疹などの皮膚症状、腹痛や嘔吐などの消化器症状、息苦しさなどの呼吸器症状が急におこります。血圧の低下を伴い意識レベルの低下（呼びかけに反応しない）や脱力を来すような場合をアナフィラキシーショックと呼びます。 特定のワクチンだけに起きるものではなく、様々な医薬品やワクチンの投与後に報告されています。例えば、インフルエンザワクチン接種後の副反応疑い報告では、因果関係があるかどうか分からないものも含め、1シーズンで、約20件のアナフィラキシーが報告されています。 予防接種後に、息苦しさなどの呼吸器症状がみられれば、接種会場や医療機関で、まず、アドレナリン（エピネフリン）という薬の注射を行います。その後、症状を軽くするために、気管支拡張薬等の吸入や抗ヒスタミン薬、ステロイド薬の点滴や内服なども行います。 国の手引きに則り、接種後にもアナフィラキシーが起ころうと、すぐに対応が可能なよう、予防接種の接種会場や医療機関では、医薬品などの準備をしています。 より詳しくお知りになりたい方は、京都府のコールセンターにお問い合わせください。 電話番号：075-414-5490（9時～19時（土日祝含む。））

20	ワクチン	健康被害	ワクチンを接種したことによる健康への影響は問題ないのか。	ワクチン接種後は、体内に異物を投与するため、接種部位の腫れ・痛み、発熱、頭痛などの副反応が起こることがあります。治療を要したり、障害が残るほどの重度なものは、極めて稀ではあるものの、何らかの副反応が起こる可能性をなくすることはできません。 現在、開発中の新型コロナウイルス感染症のワクチンの副反応については国内外の臨床試験等でどのようなものが起こりうるか確認されているところです。 国において、臨床試験の結果などに基づいて、ワクチンの有効性・安全性、品質についての審査が行われ、ワクチンが承認されています。
21	ワクチン	健康被害	ワクチン接種により健康への影響があった場合はどうなるのか。	ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの避けることができないことから、救済制度が設けられています。 新型コロナワクチンの接種についても、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済を受けることができます。 ※ワクチンの有効性・安全性に関する科学的知見の収集・研究及び情報開示は、国（厚生労働省）の所管なので、さらに深掘りする問合せ等があった場合は、厚生労働省コールセンターを案内（電話：0120-761-770）する。
22	ワクチン	接種場所	京都市内の施設であるが、市外の医療機関から嘱託医が往診に来てもらっている。その場合、ワクチン発注は施設が京都市にする必要があるのか。	市外の医療機関の嘱託医が往診に来ている場合、ワクチンは当該医療機関が所在する自治体から供給されることとなります。そのため、施設から本市にワクチン発注を行っていただく必要はありません。
23	接種券等	接種券	入所者の自宅に京都市から接種券が届いているが、どうすればよいのか。施設入所者が接種するに当たって必要な書類なのか。	接種券は、新型コロナワクチンを接種いただく際に必要ですので、接種まで大切に保管してください。 接種券は、住民票の情報をもとに、ワクチン接種の希望の有無に関わらず、接種の対象となる人お一人おひとりにお届けします。 現在、接種を進めているワクチンは、2回接種が必要です。このため、接種券についても2回分（2枚）ありますので、2回接種が完了するまで大切に保管してください。 京都市においては、接種券は、4月23日（金）までに、住民票所在地にお届けします。接種券は、住民票所在地の自治体からお届けしますので、自治体によってお届けの時期が異なります。 なお、高齢者施設においては、嘱託医等による施設内での接種が可能とされており、この際にも接種券は必要となります。このため、あらかじめ、入所者御本人や御家族等から協力を得て、施設において入所者の接種券を集約いただきますようお願いいたします。 また、予診票は予約開始のお知らせと共に送付されます。
24	接種券等	接種券	入所者の自宅に接種券が届いていない場合や紛失した場合はどうすればよいのか。	詳細については追ってお知らせしますが、京都市新型コロナワクチン接種コールセンターにお電話いただき、必要な情報を確認のうえ、再発行処理をさせていただく予定です。 なお、住民票が市外である方については、住民票所在地の自治体へお問い合わせください。 京都市新型コロナワクチン接種コールセンター お問い合わせ受付時間 8時30分から17時30分（土・日・祝日も含む） 電話番号：075-950-0808 FAX：075-950-0809
25	接種券等	接種券	高齢者施設従事者には、接種券はいつ届くのか。	京都市内に住民票がある65歳以上の高齢者の方には4月23日（金）までに接種券をお届けしますが、それ以外の方については、現時点では未定です。

26	接種券等	予約	入所者の自宅に「予約開始のお知らせ」が届いている（※4月26日以降、順次発送）が、入所者の接種も予約が必要となるのか。	新型コロナワクチンを地域の医療機関や集団接種会場で接種いただく場合は、原則として、事前の予約が必要となりますが、予約については、接種券の発送後、別途お送りする「予約開始のお知らせ」が到着した方から、順次行っていただくことができます。 入所者については、基本的には施設内で嘱託医等に接種いただくこととなりますので、手続きは不要ですが、御自身で地域の医療機関を受診し接種する場合には、「予約開始のお知らせ」に沿って予約が必要となりますので、御注意ください。 なお、接種券については、全ての方に一斉にお送りしていますが、「予約開始のお知らせ」については、年齢等に応じ、5月中旬までに段階的に送付することとしているため、御家族同士でも届く時期が異なる場合がありますので、御了承ください。
27	接種対象者	入所者	ワクチン接種の対象者は。	高齢者施設においては、 ・令和3年度中に65歳以上に達する入所者 ・利用者に直接接する従事者（年齢不問） が接種対象者です。
28	接種対象者	入所者	住民票が市外にある入所者の接種は施設内でできるのか。	接種を受けることができます（住民票地外接種に関する申請は不要。住民票所在地の市町村が発行した接種券使用可能）。
29	接種対象者	入所者	住民票が市外にある入所者の接種に必要な手続きは	接種に当たっては接種券が必要となります。入所者の住民票所在地を管轄する自治体が接種券を発行するので、御本人や御家族等の協力を得て、当該自治体に問い合わせ等を行い、接種までに接種券を準備する必要があります。
30	接種対象者	入所者	65歳未満の入所者も高齢者と同時に接種できないのか	65歳以上の者とそれ以外の者については、それぞれの接種順位で接種を受けていただくこととなります。
31	接種対象者	入所者	短期入所として長期にわたり施設に入所している高齢者（いわゆるロングショートの方）について、住所地外接種として市町村に申請することなく接種ができるか。	お見込みのとおりです。
32	接種対象者	入所者	短期入所利用者は対象に加えていいのか。	短期入所利用者については、当該施設が利用者の住民票所在地に所在しない場合において、施設入所者に準じて居住地外接種として市町村に申請することなく短期入所先施設で接種を受けることができる取り扱いとします。ただし、事前にワクチンの必要数等が把握でき、適切なタイミングで接種できることが必要です。
33	接種対象者	入所者	65歳以上の施設入所者で接種券が既に届いてる者は、施設でのみの接種となるのか。	施設内のみではなく、入所者自身で接種実施医療機関を受診し、接種することも可能です。

34	接種対象者	入所者	第2号被保険者（40歳～65歳未満）の入所者は、今回の対象にはなりませんでしょうか。	ワクチンの接種順位は国において定められており、第2号被保険者は、御本人の状態又は年齢により、「基礎疾患を有する者」、「60～64歳の者」、「上記以外の者」のいずれかに該当するため、各々の接種順位に即して接種いただくこととなりますが、現時点では、65歳以上高齢者以外の方の接種については未定です。 なお、65歳以上の入所者への接種において、ワクチンに余りが生じた場合に、第2号被保険者の方に接種いただくことにより、ワクチンの無駄をなくすなどの工夫については、積極的に講じていただきますようお願いいたします。
35	接種対象者	施設従事者	利用者に直接接する従事者の範囲は。	直接入所者に接する職員の範囲について、職種は限定されておりません。
36	接種対象者	施設従事者	施設従事者の接種順位は高齢者と同じなのか。	高齢者施設の従事者は、業務の特性として、仮に施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した後においても高齢者の患者や濃厚接触者へのサービスを継続する必要があることから、高齢者に次ぐ優先順位とされています。
37	接種対象者	施設従事者	施設従事者は入所者と同時に接種できないのか。	【原則の取扱い】 高齢者施設従事者については、業務の特性等を踏まえ、高齢者に次ぐ接種順位とされています（一般の方よりも高い順位に位置付けられています。）。このため、自治体がお届けする接種券と、施設が発行する証明書（当該者が高齢者施設に従事していることを証明するもの）の2点を持参することで、接種が可能となります。 ただし、65歳以上の高齢者以外の接種券のお届け時期は、現時点では未定です。 【接種順位の特例】 一方で、高齢者施設従事者については、接種順位の特例が示されています。 重症化リスクの大きさ等を踏まえ、高齢者と高齢者施設従事者の接種順位は異なっていますが、施設内のクラスター対策のより一層の推進のため、京都市及び施設等の体制が整う場合、介護保険施設や一定の要件を満たす高齢者施設において、当該施設内で、入所者と高齢者施設従事者が接種することが可能です。 京都市としましては、この接種順位の特例により、施設内において、入所者と施設従事者が同時に接種することを基本として取り組んでいます。 この同時接種の場合、高齢者施設従事者については接種券がお手元でない状況です。このため、京都市において、「接種券付き予診票」を発行し、接種いただくこととしています
38	接種対象者	施設従事者	【接種順位の特例】とは、施設内で入所者と同時期に接種する場合のみを指すのか。施設従事者が外部の接種実施医療機関で接種を希望した場合（もしくは体調不良で同時接種ができず外部の接種実施医療機関で接種する場合には、高齢者の接種時期と同時期には接種できないのか。	施設内で入所者と同時期に接種するものに関するものです。外部の接種実施医療機関では適用されません。
39	接種対象者	施設従事者	【接種順位の特例】に沿い、65歳以上の施設従事者が施設内で接種を希望する場合、従事者である証明書は必要か。また接種券は高齢者向けに送付される接種券を使用するのか。	年齢に関わらず、施設従事者が【接種順位の特例】に沿って接種を行う場合は、証明書は不要です。また、施設従事者として接種いただくので、本市において作成する接種券付き予診票を使用して接種いただきます。
40	接種対象者	施設従事者	住民票が市外にある従事者は施設内で接種できるのか。	高齢者施設が所在する市町村（京都市）が「接種券付き予診票」を発行することで、住民票所在地にかかわらず、接種を受けることができます。

41	接種対象者	施設従事者	接種券付き予診票の発行に必要な手続きは。	各施設において施設従事者リストを作成し、本市に提出いただきます。提出のあったリストに基づき本市において接種券付き予診票を発行し、原則、接種日の前日までに施設にお届けします。
42	接種対象者	施設従事者	併設施設の在宅サービス・通所サービスの職員が直接入所者と接することがあるが、接種希望者に含めていいのか。	高齢者施設入所者への処遇等の業務に従事し、直接入所者と接する場合、接種を受けることができます。
43	接種対象者	施設従事者	医療機関と同一敷地内の高齢者施設従事者について医療機関と同時期に接種する場合において、接種予定者リスト上、どちらの従事者として区分すべきか。また、所属機関は医療機関と高齢者施設のどちらにすべきか。	こうした従事者については、いずれの取り扱いも可能ですが、医療従事者等として区分し、医療機関の所属とした場合には、医療従事者等の接種時期に接種を行うことができます。
44	接種対象者	施設従事者	ワクチンの余りが出た場合、施設従事者ではないが、従事者の親族を対象として接種することはできるか。	当該施設内の入所者・施設従事者で接種者を確保してください。 なお、それでも代替が確保できない場合は、同法人の別敷地に所在する施設の入所者・施設従事者への接種を検討してください。
45	接種対象者	施設従事者	外国人の施設従事者について、住民基本台帳に記載がないが、接種を受けさせても良いという認識でよいか。	居住の実態がある場合は対象となります。
46	接種対象者	施設従事者	嘱託医師との相談のなかで、負担の大きさなどから入居者のみであれば、接種できなくなった場合、従事者は接種を受けられませんが、集団接種会場等で優先接種を受けることなどではできないのか。	高齢者施設従事者の接種順位は、通常、高齢者に次ぐ優先順位とされているところ、接種体制が整う等の条件を満たす施設においては、施設内で高齢者と施設従事者が同じタイミングで接種できることとされています（接種順位の特例）。このため、現時点では、施設従事者が施設以外（集団接種会場等）で接種を受けることはできません。
47	事前準備	全体像	接種に向けて、施設でどのような準備をすればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 接種方法の決定 (2) 接種医（嘱託医等）との調整 (3) 入所者、施設従事者への説明、接種意思の確認 (4) 接種スケジュールの検討 (5) 接種後の経過観察体制の確保

48	事前準備	接種方法	接種方法の決定とはどういうことか。	<p>各施設種別で施設内で接種する方法として、以下の手法が想定されます。</p> <p><介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設> (施設内で接種する方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設自体がサテライト型接種施設となり、施設所属医師等により接種する 施設所属医師等の所属医療機関が接種実施医療機関に該当しない場合は、施設において接種予定者を取りまとめのうえ、本市に相談し、接種医療機関について調整する <p><介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入居者介護、養護老人ホーム></p> <ul style="list-style-type: none"> 嘱託医等の所属医療機関（施設併設診療所を含む）が接種実施医療機関である場合に、当該施設へ巡回し接種する 嘱託医等の所属医療機関が接種実施医療機関に該当しない場合は、施設において接種予定者を取りまとめのうえ、本市に相談し、接種医療機関について調整する <p><有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症対応型共同生活介護 等></p> <ul style="list-style-type: none"> かかりつけの往診医がおり、その往診医が接種実施医療機関に所属する場合に、当該施設内で接種する 訪問可能な接種実施医療機関の確保が困難な場合は、施設において接種予定者を取りまとめのうえ、本市に相談し、接種医療機関について調整する <p>※いずれの施設においても、入居者自身が外部の接種実施医療機関や本市が設置する集団接種会場を受診し接種することが可能</p>
49	事前準備	接種方法	高齢者施設の入所者が、施設内ではなく、近隣の接種施設に向いて優先接種する際、その施設の従事者がそこで同時に接種をしてもよいか。	高齢者施設の従事者が入所者と同時に接種できる接種順位の特例は、高齢者施設で接種する場合のものであり、近隣の接種施設で行う場合には適用されません。
50	事前準備	接種方法	グループホームの嘱託医が高齢者に接種する際、当該施設の従事者へも同じタイミングで接種してもよいでしょうか。	グループホームについては、一定の要件を満たす場合においては、入所者と同じタイミングで従事者の接種を行うことも差し支えありません（要件：市町村及び高齢者施設の双方の体制が整うこと。ワクチン流通量の単位から施設入所者と一緒に接種を受けることが効率的であること。施設全体における入所者の日常的な健康管理を行う医師等が確保されており、接種後の健康観察が可能であること）
51	事前準備	接種方法	もし、高齢者施設内での接種が困難で、医療機関での接種（個別接種）となる場合、従事者が医療機関へ送迎することが考えられるが、従事者は送迎の便に高齢者と同時に接種することはできるか。	接種順位の特例には該当しません。
52	事前準備	サテライト型接種施設	サテライト型接種施設とはどのようなものか。	<p>本市が設置する「京都市ワクチン配送センター」からワクチンの配分を受け、ワクチン接種を行う施設のことです。サテライト型接種施設となるためには、以下の事務手続きが必要となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 集合契約の参加（※委任状の提出） V-SYS（ワクチン接種円滑化システム）への登録

53	事前準備	サテライト型接種施設	サテライト型接種施設になるのはどうすればいいのか	サテライト型接種施設に登録する場合は集合契約に加入する必要があります。契約に参加するためには、とりまとめ団体に委任状を提出いただく必要があります。
54	事前準備	サテライト型接種施設	委任状の提出とあるが、提出先はどこか。	<p><介護老人保健施設, 介護医療院, 介護療養型医療施設> 本市宛てにご提出いただきます。 この場合、以下の項目をお知らせください。 ・介護保険事業所番号 ・代表者氏名（施設長名） ・担当者氏名（本市からの連絡窓口）、連絡先、メールアドレス</p> <p><地区医師会に加盟している病院・診療所> 各地区医師会宛てにご提出いただきます。</p> <p><地区医師会に加盟していない病院・診療所> 本市宛てにご提出いただきます。 この場合、以下の項目をお知らせください。 ・介護保険事業所番号 ・代表者氏名（施設長名） ・担当者氏名（本市からの連絡窓口）、連絡先、メールアドレス</p>
55	事前準備	サテライト型接種施設	V-SYSへの登録はどのようにすればいいのか。	集合契約の委任状作成時に受付システムに登録したメールアドレスへ、V-SYS用のIDが送付されますので、ログインし、医療機関情報を登録します。 （厚労省ホームページ） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryokikanheno_oshirase.html
56	事前準備	サテライト型接種施設	V-SYSは何のために使用するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・京都市から供給を受けたワクチン数の登録 ・ワクチン接種後の実績登録 （厚労省ホームページ） https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_iryokikanheno_oshirase.html
57	事前準備	サテライト型接種施設	介護老人福祉施設について、診療所又は医務室が開設されている場合はサテライト型接種施設の登録は可能か	当該診療所として接種体制が整う場合は、サテライト型接種施設としての登録を行うことは可能です。
58	事前準備	接種医との調整	接種医とはどのような調整を行えばいいのか。	ホームページに掲載しているチラシ等を活用し、施設内でのワクチン接種について理解を得るとともに、接種スケジュール（2回目接種を含めた接種実施期間、一日当たりの接種人数（入所者・施設従事者の割合含む）等）について施設と接種医間で共通認識を図ってください。
59	事前準備	接種医との調整	嘱託医が他自治体に所在する診療所（ワクチンの接種実施医療機関）の場合、当該嘱託医による施設内での接種は可能か。	可能です。ただし、ワクチンは診療所が所在する自治体から配分を受けることとなります。接種体制を検討するうえで他自治体に所在する診療所に接種を依頼する場合は、あらかじめ本市に御相談ください。

60	事前準備	説明	ワクチン接種に関する説明はどのように行えばいいか。	ホームページにワクチンに関する説明チラシ等を掲載していますので御活用ください。
61	事前準備	意思確認	認知症等で接種の意思確認等が困難な方に対してはどのように対応すればよいか。	厚労省からは、「認知症等により本人の意思が確認しにくい場合は、御家族や嘱託医等の協力を得て、本人の意思確認を行っていただくこと」と示されています。引き続き情報収集を行い、新たな指針等が示されましたらお知らせします。
62	事前準備	意思確認	高齢者で同意確認が難しい場合、家族の同意があれば接種可能か。	接種には、ご本人の接種意思の確認が必要です。意思を確認しにくい場合は、ご家族等に協力いただき、ご本人の意思確認をお願いします。
63	事前準備	意思確認	意志確認は、口頭でいいのか。	意思確認について具体的な手法（書面・口頭等）は問いません。厚生労働省事務連絡（令和3年4月23日付）に沿い、それぞれの状況に応じて、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者などから協力を得て意思確認を行っていただきますようお願いいたします。
64	事前準備	意思確認	家族は接種を希望しているが、認知症等のためご本人の同意が確認できない場合は、副反応による不慮の事故があったとしても、家族が一切賠償請求をしないという書面同意があれば接種してもいいか。 本人の同意が確認できなければ、接種はできないと判断すべきか。	接種には、ご本人の接種意思の確認が必要です。意思を確認しにくい場合は、ご家族等に協力いただき、ご本人の意思確認をお願いします。
65	事前準備	接種スケジュール	接種スケジュールはどのようなことに注意して組めばいいか。	<p>○ワクチンは、1バイアル（瓶）当たり5回分接種できるため、1日当たりの接種予定人数が5の倍数となるよう設定してください。</p> <p>○複数日を接種日として設定して接種予定者をバランスよく振り分けるなど、仮に接種者に副反応等が生じた場合でも施設運営に支障が生じないように考慮したスケジュールとしてください。</p> <p>○接種当日に体調不良等で接種できない人が生じた場合、ワクチンに無駄を生じさせないため、以下の例のような対応が取れるようあらかじめ検討してください（以下の例を参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・翌日の接種予定者を繰り上げて接種する。 ・当日の接種予定者に端数（1～4人）が生じた場合、当該者の接種を後日にする。 ・同一敷地内、同一建物内に併設する事業所等の施設従事者に接種する。
66	事前準備	経過観察体制	経過観察体制はどのようなことに注意すればよいか。	<p>○本ワクチンは、接種後、15分間（※）の経過観察が必要であるため、接種後、一定数の方が同じ時間帯に経過観察を行う必要があります。また、万が一経過観察中に副反応や体調不良等が生じた場合に備え、医師等がすぐに対応できる場所が望ましいです。</p> <p>○以上から、経過観察場所は密が生じないようできるだけ広い場所（会議室、食堂、ホール等）で、かつ、接種医や看護師等がすぐに駆け付けられる場所に設置してください。</p> <p>○また、経過観察は座って様子を見る必要があることから、経過観察場所には、背もたれ付きの椅子を配置してください。</p>

67	事前準備	予診票	従事者の接種券付き予診票は施設で発行する必要があるのか。	接種券付き予診票は、本市にて発行をいたします。本市に対して接種の申し込みを行っていただく際に、「従事者接種予定者リスト」を提出いただき、当該リストに基づき発行します。具体的な手順の流れは、追ってご説明いたします。
68	事前準備	VRS	VRSとは何か。	VRSとは、「ワクチン接種記録システム入力用タブレット」のことで、入所者の接種記録をV-SYSと別途管理するシステムのことです。接種券の券番号をタブレットにて読み取り行ってもらいます。なお、従事者の接種券付き予診票は読み取りを行っていただく必要はありません。